

西東京市立田無第三中学校建替協議会
基本構想・基本計画検討結果報告書
(案)

令和7年〇月

目次

1	はじめに	1
2	田無第三中学校の将来像・建替えコンセプト	2
3	田無第三中学校の将来像・建替えコンセプトの実現に向けた教育環境	4
4	田無第三中学校における学校複合化	7
5	建替え後の構成諸室及び施設規模	10
6	新校舎等の施設内のゾーニング	14
7	新校舎等の敷地内の施設配置	18
8	まとめ	18

<参考資料>

- 1 西東京市立田無第三中学校建替協議会設置要綱
- 2 田無第三中学校建替協議会委員名簿
- 3 西東京市立田無第三中学校建替協議会 開催実績

1 はじめに

「西東京市学校施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という）」において、学校施設の建替時期については、西東京市公共施設等総合管理計画での考え方を踏まえ、法定耐用年数を超えて、建築後概ね 60 年程度で検討を進め、65 年までに建替工事の完了を目指すこととされている。

西東京市立田無第三中学校（以下「田無第三中学校」という）においては、校舎が昭和 36 年に建設されており、60 年以上が経過している。

このため、令和 6 年度に学識経験者、学校関係者、児童・生徒の保護者、地域関係者及び学校長で構成する西東京市立田無第三中学校建替協議会（以下「建替協議会」という。）を設置し、個別施設計画に示されている学校施設整備の基本的な方針や学校施設の整備基準を踏まえ、田無第三中学校の建替えにおける基本構想・基本計画の策定に向けた検討を重ねてきたところである。

また、中学校の 3 年間は子どもにとって重要な時期であり、工事中の校庭の利用制限、通学路の安全性など、教育活動への影響を十分に考慮する必要があることから、建替えに伴う学校の位置について、学校の将来像・建替えコンセプトを踏まえ、現地建替えのほか、田無第三中学校の学区域にある西原総合教育施設での建替えについても検討を行った。

さらに、建替えに伴う学校の位置が決定されてからは、複合施設を含め、施設内のフロア配置及びゾーニング、敷地内の施設配置などに関する検討を行った。

本書は、建替協議会における検討結果についてまとめたものである。

2 田無第三中学校の将来像・建替えコンセプト

はじめに、基本構想の検討においては、田無第三中学校が掲げている教育目標や目指す学校像・生徒像、生徒から聴取した意見とともに、市が取組みを進めている「学校を核としたまちづくり」を踏まえ、学校の将来像・建替えコンセプトの検討を行った。

将来像については、以下のとおり決定し、これに基づき、その後の検討を進めることとした。

田無第三中学校の将来像

「～世代がつながる新たな探究と創造の杜～」

また、上記の将来像を実現するため、以下の4項目を建替えコンセプトとした。

建替えコンセプト

1：安全性を兼ね備えた地域に開かれた学校づくり

学校と公共施設を複合化するにあたり、各施設の連続性に配慮したゾーニング、児童・生徒や一般の利用者等に配慮したセキュリティ対策を実施する。また、災害時の避難所としての防災機能を考慮した防犯・防災対策を併せて実施する。

また、多様性を考慮した様々な方が利用できるユニバーサルデザインの施設設計をする。

2：時代のニーズに応じた多様な学びができる学校づくり

タブレット端末を使用した学習など、デジタルを活用した教育の推進に向け、ネットワーク環境などを整備していく。さらには、児童・生徒に対しての「個別最適な学び」、子ども同士や他者との「協働的な学び」を支える柔軟な学習空間の整備に取り組んでいく。

また、体育館やプール等は地域の方の利用を考慮した配置計画とする。

3：同世代や世代間のふれあいを創出する学校づくり

特別支援学級と通常学級の交流を視野に入れた教室配置や、学校や地域のイベントで活用可能な共有スペースを確保し、同世代や世代間の交流をはかる。

そのほかに、学校内の地域利用部分に掲示板や展示スペースを設置し、学校活動の見える化と地域からの情報発信を考慮した施設設計を実施する。

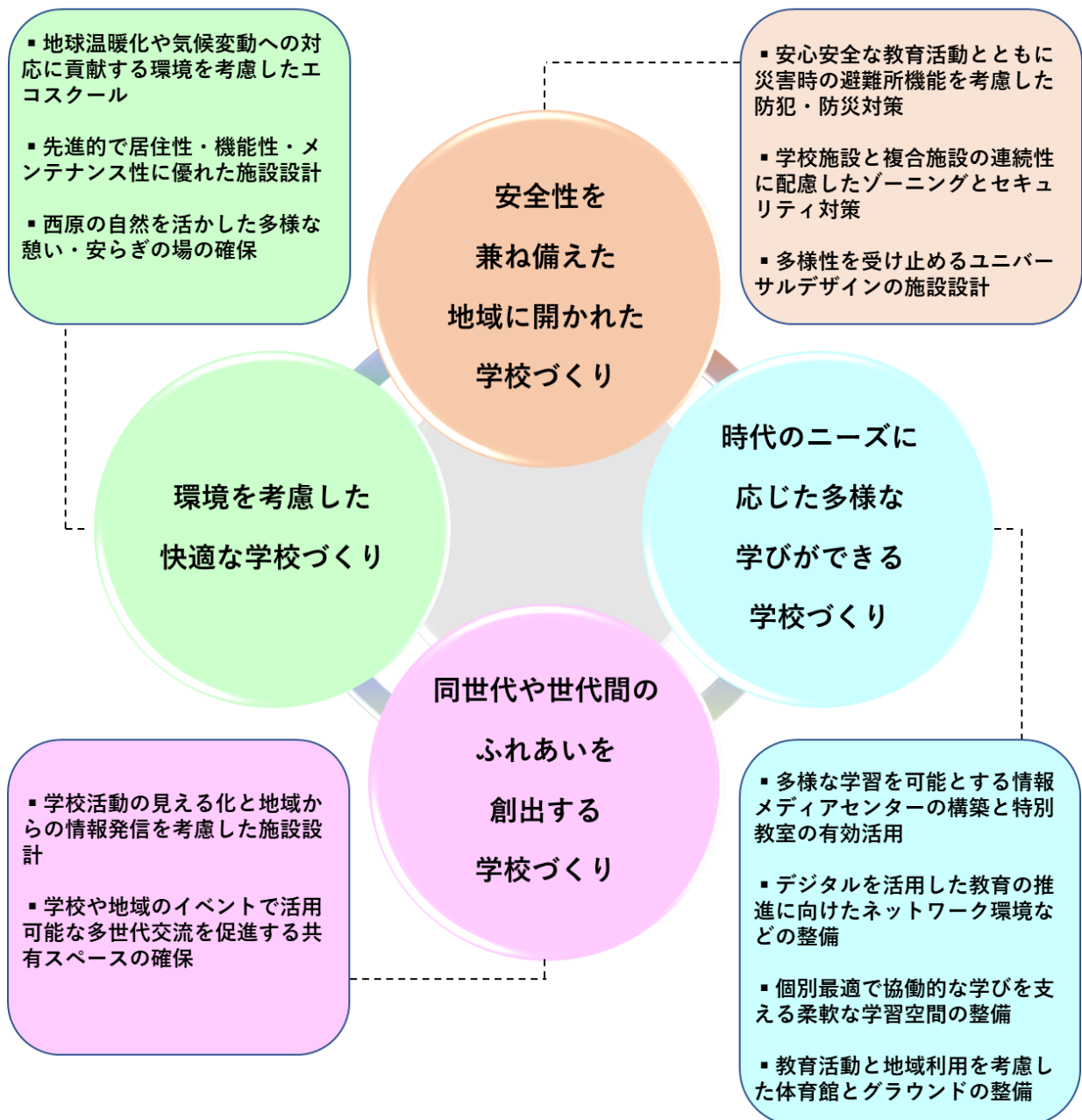
4：環境を考慮した快適な学校づくり

雨水利用、LED照明の導入や断熱化などの省エネルギーの取組や、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用し、環境に考慮した施設づくりを目指す。

自然に囲まれた屋外休憩スペースや自然が見える屋内空間を整備し、西原の自然を活かした憩いの場を確保する。

上述した建替えコンセプトを図示したものは以下のとおりである。

～世代がつながる新たな探究と創造の杜～



3 田無第三中学校の建替えコンセプトの実現に向けた教育環境

建替えに伴う学校の位置の検討にあたっては、それぞれの建替えコンセプトに応じた対応策を整理し、学校の位置に関わらず想定される具体的な教育環境について検討した。

また、学校の位置に応じて考慮すべき「敷地内の施設配置や施設内のゾーニングに関する留意事項」についても検討しており、本書では現地建替えに係る留意事項を示す。

建替えコンセプト実現に向け想定される教育環境と実現に向けた留意事項

【建替えコンセプト①】安全性を兼ね備えた地域に開かれた学校づくり

対応策	想定される教育環境	敷地内の施設配置や施設内のゾーニングに関する留意事項
安心安全な教育活動とともに災害時の避難所機能を考慮した防犯・防災対策	・登下校時の安全対策として安全性の高い通学路を確保	・交通量が少ない敷地北側での正門の設置 ・敷地南側での正門の設置の場合、鎌倉街道の交通量が多いため、敷地内における歩行空間の整備などの対応策を実施
	・電子錠の導入、防犯カメラの設置などによる防犯性の向上	・防犯性を高めるため、PTA室を除く管理諸室等は1階に配置(主事室・警備室と保健室以外は2階への配置も可) ・普通教室を2階以上4階以下に配置 ・屋外各部及び建物内の共用部分等における死角をなくし、周囲からの見通しを確保した上で、視認性を高める
	・堅固な建物整備や避難生活を考慮した規模・設備等の体育館等の整備といった防災対策	・避難所としての利用を踏まえ、体育館を1階に配置(2階に配置する場合には、1階に武道場とトイレ・更衣室等を配置) ・避難所の調理場としての活用のため、家庭科室もしくは給食室を1階に配置 ・避難生活と学校活動を両立させるため、動線の重複に配慮して、普通教室(特別支援学級を含む)と体育館を配置
学校施設と複合施設の連続性に配慮したゾーニングとセキュリティ対策	・学校施設と複合施設の同一建物内での整備	特になし
	・地域利用部分や複合施設部分から教室への動線の分断措置	・地域利用部分や複合施設部分を施設内でまとめて配置した上で、普通教室等への施設利用者の動線をシャッター等により制限
	・生徒の安全・安心を確保しつつも、学校と地域とのつながりを感じられる施設内のゾーニングにより、地域とともにある学校づくりを推進し、学校と地域がともに子どもの学びと健やかな成長を支援する体制を整える	特になし
多様性を受け止めるユニバーサルデザインの施設設計	・インクルーシブ教育の充実に向け、段差解消や手すりの設置、バリアフリートイレ、エレベーター、ピクトグラムの採用などユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設設計	特になし

【建替えコンセプト②】時代のニーズに応じた多様な学びができる学校づくり

対応策	想定される教育環境	敷地内の施設配置や施設内のゾーニングに関する留意事項
多様な学びを可能とする情報メディアセンターの構築と特別教室の有効活用	・STEAM教育等の各教科等横断的な学習の推進を視野に、学校図書館、視聴覚室と多目的室で構成される情報メディアセンター(ラーニングコモンズ)を構築 ・情報メディアセンターには、十分な開架・閉架スペースや閲覧・学習スペースを確保、視聴覚機能や検索機能(コンピューター)の充実を図るとともに、校内各所からのアクセス性に配慮したフロア配置とする	・機能性向上のため、施設内動線の中心に、学校図書館、視聴覚室と多目的室を一体的に配置
デジタルを活用した教育の推進に向けたネットワーク環境などの整備	・校内におけるWi-Fi環境の整備とモニターなどタブレット端末の有効活用のための周辺機器の設置 ・教科書、ノートとタブレット端末の同時使用が可能となる大きさの机の導入と普通教室の広さの確保	特になし
個別最適で協働的な学びを支える柔軟な学習空間の整備	・習熟度に応じた学習のための少人数教室の整備 ・多様な学習内容・学習形態に対応するための多目的スペースの整備(普通教室の附属スペース) ・誰一人取り残さない学びの保障に向け、個に応じた不登校対策として多様な教育機会を実現するためのスペース確保	・一体的な活用のため、普通教室と少人数教室、多目的スペースを学年ごとにまとめて別フロアに配置
教育活動と地域利用を考慮した体育館とグラウンドの整備	・学校2020レガシーを踏まえ、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力の育成に寄与するため、様々なスポーツ、武道や運動が楽しめる設備等が整った体育館や武道場等を整備	・200mトラックとサッカーコート確保のため、校庭を敷地内の北側もしくは南側に配置 ・武道場やプールは2階以上での設置も可
	・排水性、土埃や積雪・霜害への物理特性のほか、転倒時の安全性、スパイクシューズ使用等の競技適応性などを考慮したグラウンドの舗装	・校庭を北側に配置する場合、改良土や人工芝、ゴムチップ系で舗装

【建替えコンセプト③】同世代や世代間のふれあいを創出する学校づくり

対応策	想定される教育環境	敷地内の施設配置や施設内のゾーニングに関する留意事項
学年を超えた柔軟な生徒の交流を可能にする教室外空間のデザイン	・休み時間や放課後の交流、生徒の主体的・協働的な自治活動など多様な用途で利用できるコモンズの設置 ・特別支援学級と通常学級との交流を視野に入れた教室配置	特になし
学校活動の見える化と地域からの情報発信を考慮した施設設計	・学校内の地域利用部分における掲示板や展示スペースなどの設置	・鎌倉街道に面する建物外観の開放性を考慮した設計
学校や地域のイベントで活用可能な多世代交流を促進する共有スペースの確保	・屋内外における学校と地域の共同利用スペースの設置	・屋内外の共有スペースは連続性を考慮して配置

【建替えコンセプト④】環境を考慮した快適な学校づくり

対応策	想定される教育環境	敷地内の施設配置や施設内のゾーニングに関する留意事項
地球温暖化や気候変動への対応に貢献する環境を考慮したエコスクール	・環境教育での活用も視野に、雨水利用や断熱化などの省エネルギーの取組、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用に取り組む ・断熱性や調湿性に優れた木材利用(学校施設の木質化)による温かみと潤いのある空間整備	・緑化と外構計画により周辺地域のグリーンインフラとして計画
先進的で居住性・機能性・メンテナンス性に優れた施設設計	・空調、換気、遮音や採光等に配慮した快適な空間の整備	特になし
	・授業間や全校朝会などでの移動における効率的な移動経路に配慮した教室配置	・機能性確保のため、学校施設部分は4階以下に配置
西原の自然を活かした多様な憩い・安らぎの場の確保	・自然に囲まれた屋外休憩スペースや窓から自然が見える屋内空間の確保	・敷地周辺には自然や公園等が少ないことから、敷地内での緑化などの代替策を実施

【田無第三中学校の建替えに係る学校の位置について＞

建替え後の田無第三中学校の位置については、合議体である教育委員会において作成した「西東京市立田無第三中学校の建替えに係る意見書」をもって、市長と協議を行い、双方合意の上で、令和7年7月30日付で市長が以下のとおり判断した。

建替協議会では、教育委員会における意見書の作成にあたり、「西東京市立田無第三中学校建替協議会 検討状況の中間まとめ」を教育長に提出している。

○学校の位置

西東京市西原町三丁目4番1号（現在の敷地）

○判断理由

次の考えを実現できるのは現地建替えであり、上記のとおり学校の位置を決定した。

- 建築後64年を経過する校舎等の早期の建替えを実現する必要がある。
- 今後60年を超える長期的な使用となることから、将来にわたって、子どもたちが安全・安心に過ごせる教育環境の整備が重要である。
- 「学校を核としたまちづくり」の実現に向けて、地域の多様な世代や属性の人が集い、交流・活動できる場所となるよう、教育環境の充実を図りつつ、学校の複合化等を進める。
- また、地域の住環境の向上につながる建替えを推進することで、学校施設が地域のコミュニティ形成を担う場所となるよう整備を進める。

4 田無第三中学校における学校複合化

田無第三中学校の建替えに伴う学校複合化については、令和7年7月に「田無第三中学校複合化等を実施する施設・機能について」が市長部局において策定され、以下のとおり、複合施設の種類及び規模、配置などの整備方針が示された。

施設内のフロア配置及びゾーニング、敷地内の施設配置など基本計画については、この整備方針を踏まえて検討を進めた。

田無第三中学校 複合化等を実施する施設・機能について（抜粋）

「田無第三中学校建替基本構想・基本計画」の検討に当たっての必要となる基本的な考え方、諸条件を次のとおり整理する。ただし、詳細については、施設の配置計画やゾーニング計画の検討と合わせ、施設規模や共用の可能性など、諸条件について整理していく。

(1) 複合化等実施後の想定規模

施設・機能	既存 延べ面積	想定必要 延べ面積	施設（建物）の他 専用で必要とされるもの
田無町市民集会所	90.72 m ²	約 150 m ²	【敷地】駐輪場
芝久保第二市民集会所	34 m ²		—
けやき保育園 （地域子育て支援センター）	651.54 m ²	約 1,000 m ²	【敷地】園庭、駐輪場
西原北児童館	483.29 m ²	約 500 m ²	【敷地】駐輪場
西原町地域包括支援センター	約 100 m ²	約 150 m ²	【敷地】駐車場、駐輪場
相談窓口・交流スペース	—	約 400 m ²	【敷地】駐車場、駐輪場
防災備蓄倉庫	17 m ²	約 65 m ²	—
合計	約 7,135 m ²	約 2,265 m ²	—

※施設の複合化等により、一定程度共用部分等の面積削減効果が期待できることから、記載の必要面積の縮減を図る。

※複合化後の想定面積は、各施設の運営に当たって必要とされる面積であり、建物に関する床面積としている。詳細な面積は、建物の配置計画や、共用部分の考え方により増減するため、基本設計の中で調整する。

(2) 各施設整備条件等の整理

① 市民交流施設（貸館機能）

[想定する主な施設・機能]

多目的室（洋室）× 3

- 多目的室は 50 m²程度の広さの部屋を 3 部屋整備し、間仕切りを可動式とすることで、一体的な使用も可能となるようにする。
- トイレは他施設との共用を図る。

[配置等の諸条件]

- 他の地域利用施設との出入口や廊下、トイレ等は共用可能とする。
- 2 階以上への整備も可能とする。

② 西原北児童館

[想定する主な施設・機能]

集会室、遊戯室、図書室、乳幼児室、自習室、相談室、事務室

- 乳幼児室は、地域子育て支援センターとの共用を視野に配置、動線を検討する。
- 自習室は、交流スペースや学校諸室との共用を図る。
- 相談室は他施設の相談室との共用を図る。
- トイレは他施設との共用を図る。

[配置等の諸条件]

- 乳幼児室、自習室、相談室等の他施設との共用や相互利用を想定する。
- 2 階以上への整備も可能とする。

③ けやき保育園（地域子育て支援センター）

[想定する主な施設・機能]

保育園：保育室、遊戯室、事務室、保育士室、調理室、面談室 他

地域子育て支援センター：事務室、ホール、授乳スペース、面談室

- 地域子育て支援センターの交流スペースは、乳幼児を連れた保護者が、交流をしながら相談することができる場として整備する。
- 地域子育て支援センターは、保育園の職員室と容易に連携が図れる配置とする。
- 保育園への出入りは学校を含む他の施設とは別に設け、セキュリティを確保する。

[配置等の諸条件]

- 保育園専用の出入口を必要とする。
- 0～1 歳児室、職員室、地域子育て支援センターは 1 階とし、その他の諸室についても 2 階までの配置とし、避難経路を確保する。
- 専用の園庭を整備する。

④ 西原町地域包括支援センター

〔想定する主な施設・機能〕

執務室、窓口、相談室

- 執務室は、他の相談機能との連携が図れる配置とする。
- トイレは他施設との共用を図る。
- 相談室は、他施設との相談室とは別に2部屋確保する。

〔配置等の諸条件〕

- 配置は1階が望ましいが、2階以上への整備する場合は、エレベーターでの動線を確保する。
- 相談窓口とは同フロアでの整備とし、互いに連携できる配置とする。
- プライバシーに配慮した相談スペース、動線等の確保に努める。

⑤ 相談窓口・交流スペース

〔想定する主な施設・機能〕

執務室、窓口、相談室、交流スペース、自習スペース 他

- 交流スペースは誰でも利用可能な形態とし、他の施設の利用で訪れた方も憩える場として整備する。
- 自習スペースは、静かな環境で学習等ができる空間も合わせて確保する。

〔配置等の諸条件〕

- 配置は1階が望ましいが、2階以上への整備する場合は、エレベーターでの動線を確保する。
- 地域包括支援センターとは同フロアでの整備とし、互いに連携できる配置とする。
- 窓口と交流スペースは同フロアとし、窓口から交流スペースが見渡せるようにする。

5 建替え後の構成諸室及び施設規模

基本計画の検討においては、はじめに、建替え後の構成諸室及び施設規模について下表のとおり検討を行った。

なお、現時点で想定される主な構成諸室を示しているため、校舎等の設計においては、生徒数・学級数の将来見込みや学習・指導の方法などを改めて確認し、必用に応じて見直すことが考えられる。

建替え後の施設規模（全体）：16,635 m² ※共有部及び体育館の吹抜けを加算

[建替え前後の構成諸室の比較>

No.	部屋名・施設名	建替え前の数量			建替え後の数量		
		コマ数	部屋数	面積(㎡)	コマ数	部屋数	面積(㎡)
●普通教室等		826			1,900		
1	普通教室(通常学級)	－	12	763	1	15	1,140
2	少人数教室	－	1	63	1	3	228
3	多目的スペース	－	－	－	2	3	456
4	エンカレッジルーム	－	－	－	1	1	76
●特別教室等		1,758			1,900		
5	理科室(準備室含む)	－	2	217	1.5	2	228
6	音楽室(準備室含む)	－	2	158	1.5	2	228
7	技術室(準備室含む)	－	2	222	1.5	2	228
8	家庭科室(準備室含む)	－	2	222	1.5	2	228
9	美術室(準備室含む)	－	2	192	2.5	1	190
10	視聴覚室	－	1	63	1.5	1	114
11	学校図書館(準備室含む)	－	1	155	2.5	1	190
12	特別支援教室	－	2	149	1	2	152
13	教育相談室	－	1	63	0.5	1	38
14	進路資料・指導室	－	1	63	0.5	1	38
15	多目的室	－	3	191	3	1	228
16	生徒会室	－	1	63	0.5	1	38
●特別支援学級		0			418		
17	普通教室	－	－	－	0.5	5	190
18	多目的室	－	－	－	1.5	1	114
19	クールダウン室	－	－	－	0.5	1	38
20	職員室(シャワー室含む)	－	－	－	1	1	76

※諸室の面積については、普通教室（76 m²）を1コマとしたコマ数計算（0.5コマ単位）により算出している。

No.	部屋名・施設名	建替え前の数量			建替え後の数量		
		コマ数	部屋数	面積(㎡)	コマ数	部屋数	面積(㎡)
●管理諸室等		293			1,606		
21	職員室(休憩室含む)	－	1	91	3	1	228
22	校長室	－	1	32	0.5	1	38
23	主事室・警備室	－	1	32	0.5	2	76
24	保健室	－	1	63	1	1	76
25	事務室	－	1	32	0.5	1	38
26	放送室	－	1	32	0.5	1	38
27	会議室	－	－	－	1	1	76
28	教材室	－	－	－	1	1	76
29	印刷室	－	1	11	0.5	1	38
30	PTA室	－	－	－	0.5	1	38
31	給食室(休憩室等含む)	－	－	－	－	1	884
●体育施設		1,569			5,170		
32	屋内運動場	－	1	884	－	－	－
33	体育館(更衣室等含む)	－	－	－	－	1	2,004
34	武道場	－	－	－	－	1	400
35	屋外プール	－	1	685	－	－	－
36	屋内温水プール	－	－	－	－	1	766
37	緑地	－	－	－	－	1	2,000
●複合施設		0			2,265		
38	西原北児童館	－	－	－	－	－	500
39	けやき保育園	－	－	－	－	－	1,000
40	市民集会所	－	－	－	－	－	150
41	西原町地域包括支援センター	－	－	－	－	－	150
42	相談窓口・交流スペース	－	－	－	－	－	400
43	防災備蓄倉庫	－	－	－	－	－	65

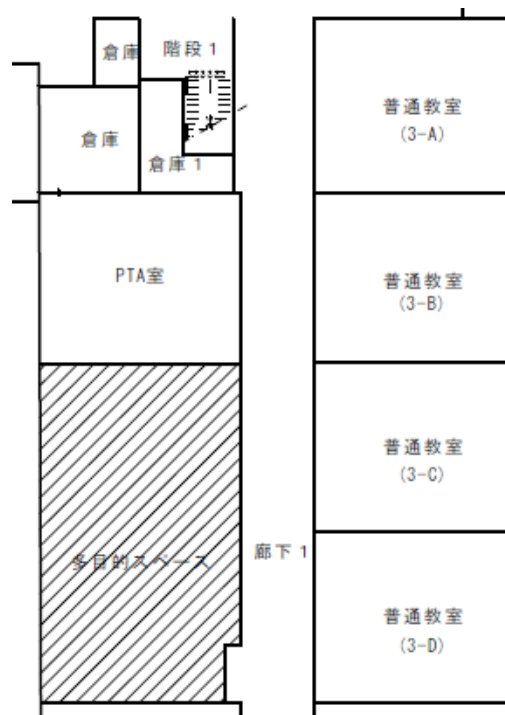
※諸室の面積については、普通教室（76 ㎡）を 1 コマとしたコマ数計算（0.5 コマ単位）により算出している。

〔普通教室（通常学級）について〕

- ✓ 部屋数については、学級数の将来見込みを踏まえ、建替え後の最大数を確保することが望ましいと考え、田無第三中学校では建替え時に普通教室 15 部屋の整備を想定する。
- ✓ 面積については、「西東京市学校施設個別施設計画」で示されている基準を踏まえ、タブレット端末使用に適した学習機の導入、余裕のある机配置・動線確保などを考慮した 76 ㎡（奥行き 9.5m×横 8m）を想定する。

〔多目的スペースについて〕

- ✓ 多様な学習内容・学習形態に対応し、新しい時代の学びを実現するため、普通教室の附属スペースとして各学年に1か所、普通教室2教室分の整備を想定する。



〔ひばりが丘中学校における整備例〕

〔特別支援学級について〕

特別支援学級配置計画を踏まえ、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の併設での整備を想定する。

なお、今後の設計段階等において、諸室の床面積等が十分に確保できない場合などには、いずれか一方の設置を含めた代替案についても検討を行い、必要に応じて柔軟に対応することが考えられる。

〔給食室について〕

令和7年10月27日付けで西東京市立学校給食運営審議会から答申のあった「西東京市立小学校及び中学校における給食のあり方について」を踏まえ、自校式での給食提供が可能となるように給食室の整備を想定する。

給食室の規模については、衛生環境の確保、労働環境の向上、給食室の多機能化とともに、他の中学校への給食提供の実施を見据えた広さが必要と考える。

〔屋内運動場について〕

現在、体育室（アリーナ部分）600㎡のほか、ステージや器具庫などを含めた約884㎡の屋内運動場を保有しているが、「西東京市学校施設個別施設計画」に基づき、下記の整備基準から建替え後は約2,404㎡の屋内運動場の整備を想定する。

- ✓ アリーナ部分はバスケットボールコート2面を確保できる広さとする。
- ✓ ステージや器具庫のほか、男女別のトイレや更衣室・シャワー室などを設置する。
- ✓ サブアリーナ（武道場）を整備する。

● 学校プールについて

学校施設の建替えに伴うプール施設整備については、「西東京市学校施設個別施設計画」において、中学校を中心とした屋内温水プールの設置による拠点校方式を基本としている。

このため、田無第三中学校の建替えにあたっては、他校との共同利用や地域住民による利用を見据え、屋内温水プールの整備を想定する。

6 新校舎等の施設内のゾーニング

多様な学びに対応できる学習環境、子どもたちが安全・安心に過ごせる生活環境とともに、地域コミュニティや避難所として機能を踏まえ、新校舎における教室配置等の考え方を以下のとおり検討した。

<施設内のフロア配置の考え方>

No.	部屋名・施設名	フロア配置の考え方 【凡例】 ●:配置が望ましいフロア ○:配置が可能なフロア				
		1階	2階	3階	4階	備考
●普通教室等						
1	普通教室(通常学級)		●	●	●	2～4階に1学年ずつの配置が必須
2	少人数教室		●	●	●	普通教室(通常学級)と同フロアでの配置が必須
3	多目的スペース		●	●	●	普通教室(通常学級)と同フロアでの配置が必須
4	エンカレッジルーム		○	○	○	
●特別教室等						
5	理科室(準備室含む)		○	○	○	
6	音楽室(準備室含む)		○	○	○	
7	技術室(準備室含む)		○	○	○	
8	家庭科室(準備室含む)		○	○	○	
9	美術室(準備室含む)		○	○	○	
10	視聴覚室			●		学校図書館と同フロアでの配置が必須
11	学校図書館(準備室含む)			●		校内各所からのアクセス性を踏まえ3階での配置が必須
12	特別支援教室		○	○	○	
13	教育相談室	●	○			職員室と同フロアに配置
14	進路資料・指導室	●	○			職員室と同フロアに配置
15	多目的室			●		学校図書館と同フロアでの配置が必須
16	生徒会室		○	○	○	
●特別支援学級						
17	普通教室	●				震災等の緊急時の対応のため1階での配置が必須
18	多目的室	●				震災等の緊急時の対応のため1階での配置が必須
19	クールダウン室	●				震災等の緊急時の対応のため1階での配置が必須
20	職員室(シャワー室含む)	●				震災等の緊急時の対応のため1階での配置が必須

No.	部屋名・施設名	フロア配置の考え方 【凡例】 ●:配置が望ましいフロア ○:配置が可能なフロア				
		1階	2階	3階	4階	備考
●管理諸室等						
21	職員室(休憩室含む)	●	○			防犯性を高めるため1階への配置が望ましい
22	校長室	●	○			職員室と同フロアに配置
23	主事室・警備室	●				防犯性を高めるため1階での配置が必須
24	保健室	●				校庭でのけが人の対応等のため1階での配置が必須
25	事務室	●	○			職員室と同フロアに配置
26	放送室	●	○			職員室と同フロアに配置
27	会議室	●	○			職員室と同フロアに配置
28	教材室	●	○			職員室と同フロアに配置
29	印刷室	●	○			職員室と同フロアに配置
30	PTA室	○	○	○	○	
31	給食室(休憩室等含む)	●				効率的な運用のため1階での配置が必須
●体育施設						
32	体育館(更衣室等含む)	●	○			避難所としての利用を踏まえ1階での配置が望ましい
33	武道場	○	○	○	○	
34	屋内温水プール	○	○	○	○	
●複合施設						
35	西原北児童館	○	○	○	○	
36	けやき保育園	●	○			効率的な施設運営のため1階での配置が望ましい
37	市民集会所	○	○	○	○	
38	西原町地域包括支援センター	●	○			効率的な施設運営のため1階での配置が望ましい
39	相談窓口・交流スペース	●	○			効率的な施設運営のため1階での配置が望ましい
40	防災備蓄倉庫	●	○			体育館と同フロアに配置

＜学校施設の教室配置等の考え方＞

〔普通教室等〕

- ・ 普通教室（通常学級）については、校庭を望む位置に配置するとともに、防犯性を高めるため、2～4階に配置する。
- ・ 普通教室（通常学級）については、学年ごとにまとめて別フロアに配置するとともに、一体的な活用を視野に、少人数教室及び多目的スペースと一体的に配置する。

〔特別教室等〕

- ・ 学校図書館については、STEAM教育等の各教科横断的な学習をの推進を視野に、視聴覚室及び多目的室と一体的に配置し、情報メディアセンター（ラーニングコモンズ）を構築する。また、校舎各所からのアクセス性を考慮したフロア配置とする。

[特別支援学級]

- ・ 普通教室等の必要諸室については、災害時等の緊急時における対応のため、1階に配置するとともに、多目的室、クールダウン室及び職員室と一体的に配置する。
- ・ 特別支援学級が使用するユニバーサルデザイントイレについては、生徒の特性を踏まえて必要な機能を確保するとともに、普通教室から利用しやすい位置に配置する。

[管理諸室等]

- ・ PTA室を除く管理諸室等については、防犯性を高めるため、1階に配置する。なお、主事室・警備室及び保健室以外は2階への配置も可とする。
- ・ 職員室や保健室などについては、校庭への出入りや視認性を踏まえ、校庭に面して配置する。
- ・ 警備室については、来校者出入口にあわせて配置する。
- ・ 給食室については、食材の搬入等に加え、被災時における調理場としての活用も視野に1階に配置する。

[体育施設]

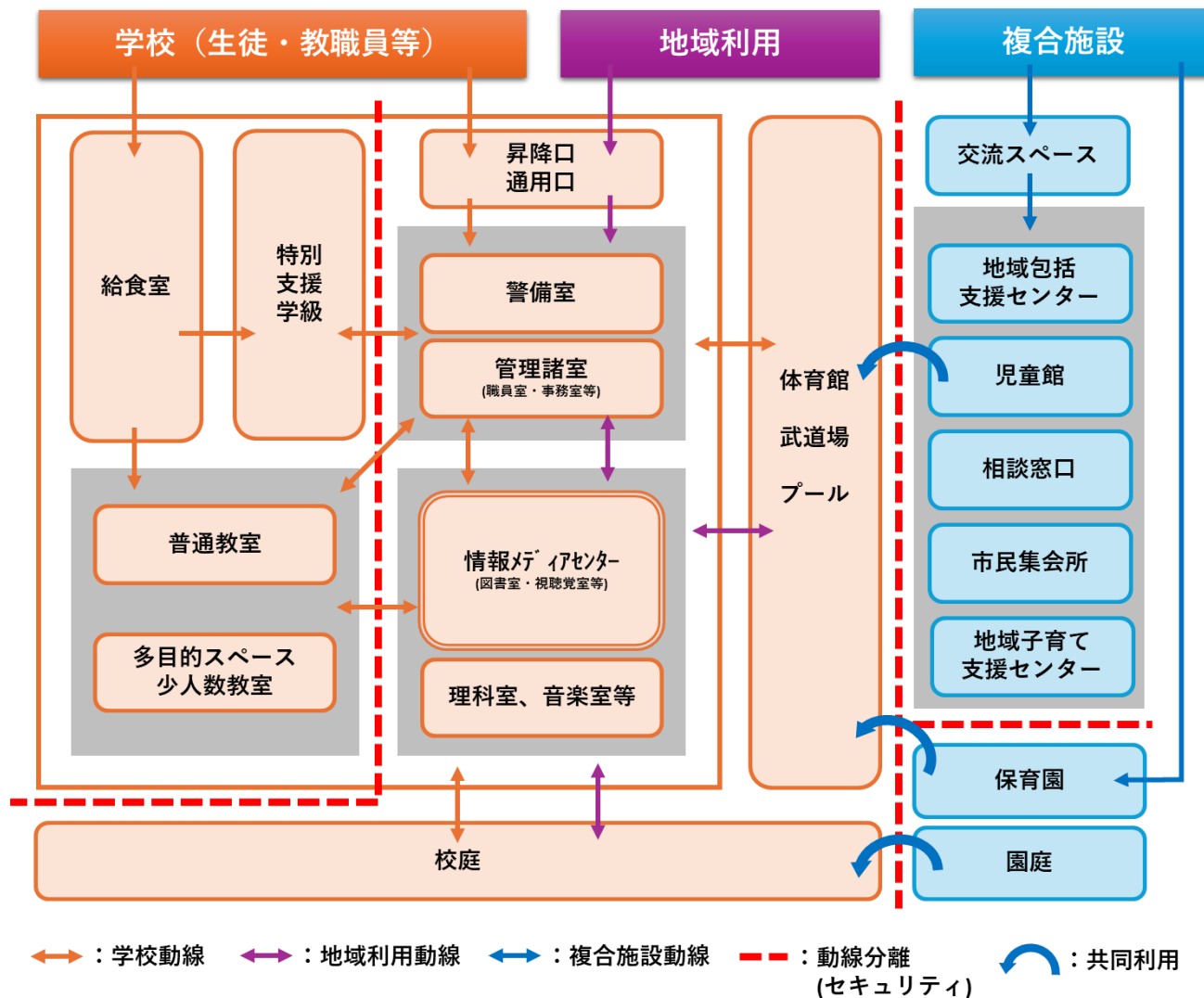
- ・ 体育館については、避難所としての利用を踏まえ、1階に配置する。なお、2階に配置する場合には、1階に避難スペースを確保するため、武道場及びトイレ・更衣室等を1階に配置する。

[その他]

- ・ 中学校施設整備指針において、「校舎等は4階以下の建物として計画することが望ましい。」とされており、学校施設については、生徒及び教職員の移動の負担軽減などの機能性を踏まえ、4階以下に配置する。
- ・ 休み時間や放課後の交流、生徒の主体的・協働的な自治活動など多様な用途で利用できるコモンズを設置する。
- ・ 屋内外における学校と地域の共同利用スペースを設置する。
- ・ 授業間や全校朝会などでの移動における効率的な動線計画に配慮した教室配置とする。
- ・ 自然に囲まれた屋外休憩スペースや窓から自然が見える屋内空間を確保する。

また、整備諸室等の相関図を以下に示す。

【整備諸室等の相関図】



＜学校施設の地域利用について＞

調整中

7 新校舎等の敷地内の施設配置

調整中

8 まとめ

調整中

< 参考資料 >

1 西東京市立田無第三中学校建替協議会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市立田無第三中学校（以下「田無第三中学校」という。）の建替えについて学校関係者から意見聴取を行い、田無第三中学校の建替えの基本構想等の検討をするために設置する、西東京市立田無第三中学校建替協議会（以下「田無第三中学校建替協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

田無第三中学校建替協議会は、次の事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 田無第三中学校の建替えの基本構想、基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

第3 構成

田無第三中学校建替協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 田無第三中学校に通学する生徒の保護者 1人
- (3) 田無第三中学校に設置する学校運営協議会委員 2人以内
- (4) 田無第三中学校の通学区域を担当地区とする民生委員・児童委員 1人
- (5) 田無第三中学校の通学区域の青少年育成会の会員 2人以内
- (6) 田無小学校及びけやき小学校に通学する児童の保護者 2人
- (7) 田無第三中学校の校長
- (8) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

- 2 前項各号に規定する委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会長及び副会長

田無第三中学校建替協議会に会長及び副会長を置き、会長は田無第三中学校の校長をもって充て、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、田無第三中学校建替協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

田無第三中学校建替協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 田無第三中学校建替協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 田無第三中学校建替協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、田無第三中学校建替協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

田無第三中学校建替協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 田無第三中学校建替協議会の会議の傍聴者は、10 人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。

第7 報償

協議会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が田無第三中学校建替協議会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

田無第三中学校建替協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、田無第三中学校建替協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

2 田無第三中学校建替協議会委員名簿

[凡例] 会長：◎ 副会長：○

No.	属性	氏名
1	学識経験者	高橋 亨
2		伊藤 俊介
3		藤江 康彦
4	保護者	加藤 直美
5		阿部 美生
6		山下 歩
7	学校関係者	伊藤 慎一
8		本田 雄三
9	地域関係者	瀬沼 洋子
10		大森 道子
11		橋爪 亮乃
12	田無第三中学校長	大久保 順子

3 西東京市立田無第三中学校建替協議会 開催実績

回数	開催日程	主な検討内容
第1回	令和6年 7月24日	- 委員依頼 - 学校施設整備の基本的な考え方について - 田無第三中学校の概要等について
第2回	令和6年 10月17日	- 基本構想・基本計画（骨子案）について - 令和6年度建替協議会検討スケジュールについて - 学校を核としたまちづくりと学校複合化について - 将来像・建替コンセプトについて (グループワーク)
第3回	令和6年 11月6日	他自治体の学校視察 (中野区立中野東中学校)
第4回	令和6年 11月20日	- 建替後の整備諸室等について - 複合化等の方向性について - 建替え用地について - 将来像・建替コンセプトについて (グループワーク)
第5回	令和6年 12月19日	- 将来像・建替コンセプトについて - 建替後の整備諸室等について
第6回	令和7年 2月19日	- 将来像・建替コンセプトについて - 令和7年度建替協議会検討スケジュールについて - 西原総合教育施設の課題等について - 敷地内の施設配置計画の検討について

回数	開催日程	主な検討内容
第 7 回	令和 7 年 4 月 30 日	- 令和 7 年度建替協議会検討スケジュールについて - 建替え後の整備諸室等について - 建替えにおける課題について
第 8 回	令和 7 年 5 月 29 日	- 学校複合化等の方向性について - 建替えにおける課題について
第 9 回	令和 7 年 6 月 19 日	- 施設内のフロア配置及び敷地内の施設配置について - 学校の将来像・建替えコンセプトについて - 検討状況の中間まとめについて
第 10 回	令和 7 年 10 月 31 日	- 学校の位置及び複合化について - 特別支援学級の設置について - 給食室の整備について - 敷地内の施設配置について - 施設内のゾーニングについて
第 11 回	令和 7 年 11 月 13 日	- 学校施設の地域利用について - 敷地内の施設配置について - 検討結果報告書について
第 12 回	令和 7 年 11 月 27 日	